

ショートステイ そくしん たんにゅうしよじゅうようじこうせつめいしよ 短期入所重要事項説明書

サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. ショートステイ そくしん がいよう の概要

事業所の種類	短期入所（共同生活援助併設型）
事業所の目的	地域の同じ仲間として豊かで生きがいのある地域生活を送り、生活の自立とともに主体的な社会参加ができるよう支援することを目的としています。
事業所の名称	ショートステイ そくしん
定員数	2名
事業所の所在地	羽島市下中町城屋敷226番地1 健康促進住宅2号棟 TEL 058-322-2918 fax 058-398-8523
管理者	わたなべ ひろたけ 渡邊 博文
運営方針	<p>① 同じ仲間として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスメニューの自己選択・自己決定を尊重し、気楽に利用できるような体制をつくります。 ・ 利用者個人の能力・個性を尊重し、地域社会の中で主体的な生活を送ることができるよう、地域リハビリテーション機能活用による生活支援および家族支援を行います。 ・ 利用者の権利を守ります。 <p>② 潤いとゆとり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常に笑いの絶えないやすらぎ環境づくりに努めます。 ・ 穏やかな心で生きがいの持てる生活ができるよう支援します。 ・ 利用者の個性を見だし、それを伸ばすための支援をします。 <p>③ 情報発信</p>

	<p>ちいき せいかつ ふくしじょうほう ていきょう ・地域の生活・福祉情報を提供します。</p> <p>ふくしきき ふくしやうぐ ふくしじゆうかんきやう じやうほう ていきょう ・福祉機器・福祉用具・福祉住環境などの情報を提供します。</p> <p>④ ちいきり はびりてーしょんきのおう じゆうじつ 地域リハビリテーション機能の充実</p> <p>ぼらんていあかつどう こーでいねーときのう じゆうじつ はかります ・ボランティア活動とコーディネート機能の充実を図ります。</p> <p>ちいきじゆうみん こうりゆう そくしん ・地域住民との交流を促進します。</p> <p>せんもんきかん れんけい はか ・専門機関との連携を図ります。</p>
かいせつねんつきひ 開設年月日	平成 28 年 1 月 1 日
しょくいん 職員への けんしゆう じっし 研修の実施 じやうきやう 状況	せんもんぶんや ていきてき けんしゆう しゃかいふくしぜんぱん わたるけんしゆうさんか 専門分野の定期的な研修だけでなく、社会福祉全般に渡る研修参加を しょうらい どうきやうかい しみんかつどうぼらんていあせんたーしゆさい 奨励しています。また、当協会の市民活動ボランティアセンター主催に かくしゆけんしゆうかい さんか よる各種研修会に参加しています。

2. ショートステイそくしんの職員体制について

おも しょくいん はいちじやうきやう しょくいん はいち していきじゆん じゆんしゆ
 <主な職員の配置状況> ・ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

おも しょくいんはいちじやうきやう 主な職員配置状況

しょくしゆ 職種	じやうきん 常勤		ひじやうきん 非常勤		しょくむ ないやう 職務の内容
	せんじゆう 専従	けんむ 兼務	せんじゆう 専従	けんむ 兼務	
かんりしや 管理者		1			とうかつせきにんしや 統括責任者
サービス管理責任者		1			さーびすけいかく サービス計画、相談
せわにん せいかつしえんいん 世話人、生活支援員			32		せいかつしえん かいじよ 生活支援、介助
せいしんほけんふくしし 精神保健福祉士	1				こころ そうだんしえん 心の相談支援

3. 営業日および営業時間

さーびす すていきやうにち じかん ねんじゆうむきゆう 18じ よくじつあさ9じ
 <サービス提供日・時間> 年中無休 ・ 18時～翌日朝9時まで

うけつけじかん じ じ げつやうび きんやうび
 <受付時間> 9時～16時 まで（月曜日～金曜日）

れんらくさき けんこうそくしんじゅうたく でんわ
<連絡先> GH健康促進住宅 電話 058-322-2918

FAX 058-398-8523

4. 通常の事業実施区域について

サービスを提供できる区域は、羽島市、笠松町、岐南町。

※ 区域以外については、ご相談してください。

5. 提供するサービス

サービス内容

<相談及び援助>

利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の相談に応じ、適切な援助を行います。

<入浴サービス>

利用者個々の適切な方法により、利用者の入浴、清拭を行います。

<給食サービス>

食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行います。

<送迎サービス>

自宅への送迎についてはご相談となります。実施区域外の場合は、事業所を起点に片道10kmを越えた走行距離数に30円を乗じた金額をいただきます。

6. 利用料金

(1) 介護給付費内容の料金

介護給付費よりサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の対象となります。事業者が介護給付費を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、

サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(利用者負担額
といえます。) なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではあり
ませんので障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) ショートステイ そくしん のサービス利用にかかる実費負担額

① 「創作活動」「レクリエーション活動」にかかわる材料費・交通費などの実費(その
都度、その内容をご説明いたします。)

② 食費 : 朝食 200円 昼食 400円 夕食 600円

③ 入浴にかかる費用 : 200円

④ 光熱水費 : 500円

⑤ 洗濯代行費 : 100円

⑥ その他の必要な費用

利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる実費費用(おむつ代など)

(3) 利用料金の支払方法

利用料金のお支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、そ

の月の末日までに窓口でお支払いください。(口座振替をお願いしております。)

上記以外の方はご相談に応じます。

(4) 利用の中止、変更、追加

(ア) 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更す
ることができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時までに事業者
に申し出てください。

(イ) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止をされた場合、
取り消し料として次の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者

たいちょうふりようなど
の体調不良等やむをえない事情がある場合、取り消し料はいただきません。

りようよていにち ぜんじつ 利用予定日の前日までに申し出があった場合	むりよう 無料
とうじつ 当日、利用を取り消した場合	じこふたんそうとうがく 自己負担相当額

(ウ) サービス利用の変更・追加は、サービスの稼働状況により利用者が希望する
日時にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能な
日時を利用者に提示するほか、他の事業所を紹介するなど必要な調整をいたし
ます。

(5) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2ヶ月前までにご説明します。

7. サービスの利用にあたって気をつけていただきたいこと

(1) 短期入所サービス契約の前に日中サービスを御利用下さい。

ご利用者の状態をより良く把握させて頂くため、短期入所を利用される前に、
ボランティア協会の日中サービスを御利用下さい。

(2) サービス内容の変更

ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合には、
ご利用者の同意を得てサービス内容を変更します。

(3) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」「支給量」等「受給者証」の記載内容の変更があ
った場合は速やかに事業所にお知らせください。また当事業所職員より
「受給者証」の確認のためご提示をお願いすることがあります。

(4) サービス実施の記録

(ア) サービス実施記録の確認

ほんじぎょうしょ サービス提供毎に、実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、利用者^{りようしゃ}にその内容^{ないよう}のご確認^{ごかくにん}をいただきます。内容^{ないよう}に、間違い^{まちがひ}やご意見^{ごいけん}があればいつでもお申し出^{おもうしでし}しください。なお、個別支援計画^{こべつしえんけいかく}及びサービス提供^{サービス提供}毎^{まい}の記録^{きろく}は、サービス提供^{サービス提供}日より5年間^{5ねんかん}保管^{ほかん}します。

(イ) 利用者^{りようしゃ}の記録^{きろく}や情報^{じょうほう}の管理^{かんり}、開示^{かいじ}について

ほんじぎょうしょでは、ご利用者^{ごりようしゃ}の記録^{きろく}や情報^{じょうほう}を適切^{てきせつ}に管理^{かんり}し、ご利用者^{ごりようしゃ}の求め^{もとめ}に応^{おうじて}じてその内容^{ないよう}を開示^{かいじ}します。

8. 地域生活支援拠点等^{ちいきせいかつしえんきよてんと}の機能^{きのう}を担^{にな}う事業所^{じぎょうしょ}

事業所^{じぎょうしょ}は「障害福祉サービス等^{しょうがいふくし}及び障害児通所支援等^{とうおよしょうがいじつうしよしえんとう}の円滑^{えんかつ}な実施^{じっし}を確保^{かくほ}するため^{ため}の基本的な指針^{きほんてきししん}（平成18年厚生労働省告示第395号^{へいせいじゅうはちねんこうせいろうどうしやうこくじだいごうだい}）第一の二の3^{だいいちの二のさん}」に規定^{きてい}する地域生活^{ちいきせいかつ}支援拠点等^{しえんきよてんと}として次の機能^{きのう}を担^{にな}います。

(1) 緊急時^{きんきゅうじ}の受入^{うけいれ}・対応^{たいおう}

短期入所^{たんきにゅうしょ}や共同生活援助^{きょうどうせいかつえんじょ}の空室等^{くうしつとう}を活用^{かつよう}した緊急時^{きんきゅうじ}の受入体制^{うけいれたいせい}や医療機関^{いりょうきかん}、その他関係機関^{たかかんけいきかん}への連絡調整^{れんらくちやうせい}等^{とう}必要な対応^{たいおう}を行^{おこな}う機能^{きのう}を担^{にな}います。

(2) 体験^{たいけん}の機会^{きかい}・場^ば

地域移行^{ちいきいこう}・定着支援^{ていちゃくしえん}や地域社会^{ちいきしゃかい}での自立^{じりつ}に向けて、障害福祉サービス^{しょうがいふくし}の利用^{りよう}や一人暮らし^{ひとりぐ}体験^{たいけん}の機会^{きかい}・場^ばを提供^{ていきょう}する機能^{きのう}を担^{にな}います。

(3) 地域^{ちいき}の体制^{たいせい}づくり

地域^{ちいき}の様々なニーズ^{さまざま}に対応^{たいおう}できるサービス提供^{ていきょう}・体制^{たいせい}の確保^{かくほ}や、地域^{ちいき}の社会資源^{しゃかいしげん}の連携体制^{れんけいたいせい}の構築^{こうちく}等^{とう}を行^{おこな}う機能^{きのう}を担^{にな}います。

9. 損害賠償について

当事業所では、全国社会福祉協議会「施設保険」に加入し、次の内容を補償しています。

- 施設の業務中事故賠償補償 施設内業務全般（サービス）
 - ・ 居宅介護サービス中の事故
 - ・ 居宅介護支援計画等における経済的損失
- 補償対象となる事故
 - ・ 施設（法人）が事故により法律上の賠償責任を負った場合
 - ・ 管理責任のある施設の内・外の事故補償
 - ・ 「受託・管理財物事故補償」「人格権侵害補償」「非所有自動車の賠償補償」
- 通所型施設利用者の傷害事故補償 保障対象となる事故
 - ・ 利用者が施設利用のため自宅を出発し、施設内でサービスを受け、自宅へ帰宅するまで。
 - ・ 施設職員を伴って外出した場合。

※ 利用者の過失による物損事故は補償されていません。必要な方は個人で保険にご加入ください。

10. あなたの権利は

- (1) あなたは、障がいの種類や程度、国籍、性別、思想・信条によって差別されることなく一人の人間として尊重されます。
- (2) あなたは、働くことや、人とのかわりをつうじて、自己変革し、自立していく権利を持ちます。
- (3) あなたは、個人情報に対する取り扱いにおいて、プライバシーが保護されな

ればなりません。

(4) あなたは、^{とうきょうかい しせつおよびじぎょう うんえい けいえいじょうきょう} 当協会の施設及び事業の運営や経営^{しる} 状況を知ることができます。

(5) あなたは、^{とうきょうかい じぎょう かいぎとう} 当協会の事業、会議等の内容に意見をのべることができます。

(6) あなたは、^{きょうかい ほうしん ぎょうじならび みずから けーすきろくなど} 協会の方針、行事並びに自らのケース記録等^{しる けんり} について知る権利があります。

(7) あなたは、^{しょう ていど} 障がい^{じぶん} の程度にかかわらず、自分のことは^{みずから} 自らが^{せんたく} 選択し、^{けつてい} 決定する^{じこ} 自己^{けつていけん} 決定権^{もちます} を持ちます。同時に、^{どうじ} 自己^{じこ} 決定^{けつてい} に対する^{えんじょ} 援助^{きかい} がされ、自己^{じこ} 決定^{けつてい} する^{きかい} 機会^{ほしょう} が保障^さ されます。

(8) あなたは、いやなこと、^{ふかい} 不快な^{きよひ} ことについて^{けんり} 拒否^{もちます} する権利^{もちます} を持ちます。

(9) あなたは、^{しせつ りよう じぎょう} 施設の^{さんか} 利用^{いどう}、事業^{じゆう} への^{いどう} 参加^{じゆう} について^{いどう} 移動^{じゆう} の自由^{じゆう} が保障^{じゆう} されます。

(10) あなたは、^{じりつ} 自立^{さーびす} に^{うけるけんり} むけた^{もちます} サービス^{もちます} を^{うけるけんり} 受ける^{もちます} 権利^{もちます} を持ちます。

(11) あなたは、^{しゃかいさんか しゃかいしげん かつよう} 社会^{せつきょくてき} 参加^{うけるけんり} や社会^{うけるけんり} 資源^{うけるけんり} の活用^{うけるけんり} を^{うけるけんり} 積極^{うけるけんり} 的に^{うけるけんり} 受ける^{うけるけんり} 権利^{うけるけんり} を持ちます。

^{じょうき} 上記^{しめしたりりようしゃ} に示した^{けんり} 利用者^{まもられなかつたばあい} の権利^{くじょうかいけつ} が守られ^{せいど} なかった^{せいど} 場合には^{せいど} 苦情^{せいど} 解決^{せいど} の制度^{せいど} にゆだねます。

また、「^{じこ} 自己^{けつていけん} 決定^{けつていけん} 権^{けつていけん} 」、「^{きよひけん} 拒否^{けんり} 権^{けんり} 」、「^{けんり} 拒否^{けんり} 権^{けんり} 」など^{けんり} については、^{けんり} 権利^{けんり} として^{しちゆう} 主張^{けんり} できますが、^{けんり} 決定^{けんり} に

ついては^{りようしゃ} 利用者^{しよくいん} ・^{ごうい} 職員^{おこないます} との^{おこないます} 合意^{おこないます} のなか^{おこないます} で^{おこないます} 行^{おこないます} な^{おこないます} い^{おこないます} ます。

11. ^{ぎやくたい ぼうし} 虐待^{ぼうし} の防止^{ぼうし} のために

^{じぎょうしよ} 事業所^{じんけんようご} は、あなた^{ぎやくたい ぼうし} の人権^{ぼうし} 擁護^{ぼうし}、虐待^{ぼうし} の防止^{ぼうし} のため、^{つぎ} 次の^{そち} 措置^{こう} を講じます。

1 ^{ぎやくたいぼうし} 虐待^{しよくいん} 防止^{じかく} への^{じせい} 職員^{うなが} の自覚^{けんしゆう} ・^{じっし} 自省^{じっし} を促^{けんしゆう} すよう^{じっし} 研修^{じっし} の実施^{じっし}

2 ^{めいぶんか} 明文化^{ぎやくたいぼうし} された^{そち} 虐待^{ていじ} 防止^{ていじ} 措置^{ていじ} の提示^{ていじ}

(3) ^{ぎやくたいぼうし} 虐待^{たいさく} 防止^{けんとう} のための^{いんかい} 対策^{いんかい} を検討^{ぎやくたいぼうし} する^{いんかい} 委員会^{せっち} として^{ぎやくたい} 虐待^{ぎやくたい} 防止^{ぎやくたい} 委員会^{ぎやくたい} を設置^{ぎやくたい} し、^{ぎやくたい} 虐待^{ぎやくたい} 防止^{ぎやくたい} の^{ぎやくたい} 対策^{ぎやくたい} の^{ぎやくたい} 検討^{ぎやくたい} や^{ぎやくたい} 虐待^{ぎやくたい} 案件^{ぎやくたい} の^{ぎやくたい} 検証^{ぎやくたい}、^{ぎやくたい} 検討^{ぎやくたい} 結果^{ぎやくたい} の^{ぎやくたい} 全^{ぎやくたい} 職員^{ぎやくたい} への^{ぎやくたい} 周知^{ぎやくたい} 徹底^{ぎやくたい}

(4) ^{ぎやくたい} 虐待^{ぼうし} の防止^{ぼうし} 等^{ぼうし} のための^{せきにんしゃ} 責任^{せっち} 者^{せっち} を設置^{せっち}

1 2. 身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

(2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する

③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

1 3. 苦情受け付けについて

(1) 当事業所における苦情の受付およびサービス利用等のご相談サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者記録等の情報開示のご請求、生活全般のご相談など、次の窓口で受け付けます。

○ 利用者相談窓口(苦情受付窓口)・・・健康促進住宅 渡邊 博丈

TEL 058-393-2608 fax 058-393-2772

○ 苦情解決責任者・・・岐阜羽島ボランティア協会 事務局 長 川合 宗次

TEL 058-391-1613 fax 058-393-1218

受付時間・・・毎週月曜日～金曜日 午前9:00～午後4:00

(2) 第三者委員

当事業所では、障がい者生活支援センター(公設)の事業運営に関係するボランティアの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスや事

ぎょううんえい たいする ごいけん うかがって
業 運営に対するご意見を伺っています。

りようしゃ とうじぎょうしょ くじょう ごいけん だいさんしゃひょうかいいん そうだん
利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者評価委員」にも相談できます。

しめい 氏名	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号	ばんごう ファックス番号
ののむらちえこ 野々村千恵子	はしまし 羽島市	058-393-0751	058-393-1218
みやたとしこ 宮田敏子	はしまし 羽島市	※ ばんごう は ぼらきょう ※ 番号 は ポラ協	※ ばんごう は ぼらきょう ※ 番号 は ポラ協
うえだゆうし 上田祐之	いちのみやし 一宮市	じむきょく ばんごう 事務局の番号です。	じむきょく ばんごう 事務局の番号です。

(3) ぎょうせいきかん その たくじょううけつけきかん くじょううけつけ
行政機関その他苦情受付機関の苦情受付

きかんめい 機関名	れんらくさき 連絡先など
はしましふくしか 羽島市福祉課	はしましたけはなまち55ばんち 羽島市竹鼻町55番地 (受付9:00~17:00) でんわ 058-392-1111 / Fax 058-394-1240
ぎふけんうんえいてきせいはいんかい 岐阜県運営適正化委員会 (ぎふけんしゃかいふくしきょう 岐阜県社会福祉協 ぎかい 議会)	ぎふししたなら 岐阜市下奈良2-2-1 (受付9:00~16:00) でんわ 058-278-5136 / Fax 058-278-5137

14. きんきゅうじ たいおう
緊急時の対応

(1) サービス提供中にご利用者の事故や体調が急変した場合は、かかりつけ医や

きょうりょくいりょうきかん いわさいいん れんらく きゅうきゅうびょういん ほんそうとうひつよう
協力医療機関(岩佐医院)に連絡するとともに、救急病院への搬送等必要な

しよち こう ぐざく ふざい ばあいなど ひつよう おうじて か き きんきゅうれんらくさき
処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ

すみやか
速やかに連絡します。

(2) じしん かせいなどさいがいじ そうごうぼうさいけいかく まにゅある したがってたいおう
地震、火災等災害時は、総合防災計画やマニュアルに従って対応します。

(3) そのた じゅうだいじこ きんきゅうじたい はっせい かんりしゃ じむきょくちょう りじちよう
その他、重大事故や緊急事態が発生したときは、管理者・事務局長・理事長

たいおう つどしじ うけます
にその対応について、その都度指示を受けます。

【かかりつけ医^い】

いりょうきかんめい 医療機関名	
じゅう　しよ 住　　所	
でんわばんごう 電話番号	
しゅじいしめい 主治医氏名	

かぞくきんきゆうれんらくさき
【ご家族緊急連絡先】

し　めい 氏　名		ぞくがら 続柄
じゅう　しよ 住　　所		
でんわばんごう 電話番号		

じゅうようじこう せつめい かかわる どういしょ
重要事項の説明に関わる同意書

していしょうがいふくしきさーびす たんきにゆうしょ ていきょうかいし さいし しよめん
指定障害福祉サービス短期入所の提供開始に際し、この書面にもとづき

じゅうようじこう せつめい おこないました
重要事項の説明を行いました。

せつめいしや
説明者 _____ 印

わたし しよめん もとづき じぎょうしや じゅうようじこう せつめい うけ
私は、この書面にもとづき事業者から重要事項の説明を受け、

たんきにゆうしょ ていきょうかいし どうい
短期入所サービスの提供開始に同意しました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

りようしやじゆうしょ けん
利用者住所 _____ 県

りようしやしめい
利用者氏名 _____ 印

ほごしや だいにんにんじゆうしょ
保護者または代理人住所 _____

ほごしや だいにんにんしめい
保護者または代理人氏名 _____ 印